

令和2年4月7日

保護者 様

茂原市立茂原中学校長 鈴木 明

学校における合理的配慮の提供に係る申し出（意思の表明）について

陽春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃は、本校の教育に際しましてご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、平成28年4月1日より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、公立学校において障害のある子どもへの障害を理由とする不当な差別的扱いが禁止されるとともに、障害のある子どもへの合理的配慮の提供が義務となりました。

つきましては、合理的配慮の提供を希望される場合には、別紙「（保護者資料）合理的配慮の提供について」を参照の上、<きりとり>以下の「学校における合理的配慮の提供に係る具体的な内容の申し出」に記入し、封筒に入れてのり付けをした上で、学校（担任）へ4月17日（金）までに提出をお願いいたします。

尚、申し出いただいた内容につきましては、学校教育活動において、必要な配慮か、実施可能か等について、校内で十分に検討の上、本人・保護者の同意を得て決定していきます。その際、面談等を行う場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。ご不明な点がございましたら、学校までご連絡ください。

..... き り と り

学校における合理的配慮の提供に係る具体的な内容の申し出

以下のとおり、学校による合理的配慮の提供内容について申し出をいたします。

具体的な申し出の内容

年 組 生徒氏名 保護者氏名 印